

第25回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年6月21日(火) 午後4時00分から午後5時05分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (14名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	14番	柳田実		

4 欠席委員 13番 八木澤寛夫

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いについて
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	津久井 保
局長補佐	坪山好治
副主幹	高塩康幸

8 会議の概要

内田会長	本日は、ご苦労さまです。 本日は八木澤委員の欠席届けが出されています。出席委員が14名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。 それでは、ただいまから第25回矢板市農業員会総会を開催します。
議 長 (内田会長)	これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。 (議長一任の声有り)
議 長	ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。 それでは、4番和氣委員、11番齋藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声有り)
議 長	異議なしと認め、4番和氣委員、11番齋藤委員を議事録署名委員といたします。 続いて、付議事件(2) 議案第1号から第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明) 議案第1号は、現地を買い受けて、経営規模拡大のため申請した案件であります。議案第2号は、賃借権設定している農地を含めて買い受けて、経営規模拡大のため申請した案件であります。議案第3号は、賃借権設定している農地含めて買い受けて、経営規模拡大のため申請した案件であります。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第4班、班長6番大島委員にお願いします。
6番大島委員	委員番号6番の大島です。本日午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を3件、農地法第5条を3件、非農地証明1件の計7件の現地調査を実施いたしました。何ら問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様

方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、10番永島委員にお願いします。

10番永島委員

10番の永島です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、麦を刈った後の状態でありました。譲受人が隣地を所有し、耕作をしておりますし、何ら問題はないと見ましたが、ご審議お願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、同じく10番永島委員にお願いします。

10番永島委員

10番の永島です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、田となっており耕作されていますし、何ら問題はないと見ましたが、ご審議お願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、3番齋藤委員にお願いします。

3番齋藤委員

3番の齋藤です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、譲受人が賃借権の設定を受けており、自宅も隣で、何ら問題はないと見ましたが、ご審議お願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、議案第1号から第3号について、これより質疑に入ります。質疑・意見等がありましたらお受けします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第1号から第3号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(3) 議案第4号から第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定についてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明)

議案第4号はコンビニエンスストア用地として使用するため申請した案件であります。議案第5号は一般住宅用地として使用するため申請した案件であります。議案第6号は太陽光発電事業施設用地として使用するため申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、3番齋藤委員にお願いします。

3番齋藤委員

3番の齋藤です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、国県道に接する休憩所、トイレ施設を兼ね備え飲食が可能なコンビニエンスストアということで、すでに農振除外が完了している箇所です。皆様のご審議をお願いします。

議 長

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、5番格和委員にお願いします。

5番齋藤委員

5番の齋藤です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、宅地分譲された土地の脇にあり、何ら問題ないと思いました。皆様のご審議をお願いします。

議 長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、5番格和委員にお願いします。

5番齋藤委員

5番の齋藤です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地からは、周りの農地に影響はないと見られ、何ら問題ないと思いました。皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号から第6号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

1番白石委員

1番の白石です。議案第4号で、農振除外が認められたのは、宅地からの「染み出し地」と見なしているからですか？

事務局

国県道に隣接する休憩施設としてこのコンビニを見ているため、農振除外ができる考え方で、認められて農振白地となり5条申請に至った次第です。

議 長

他にありませんか？

(異議ありませんの声有り)

議 長

議案第4号から第6号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続きまして、同じく付議事件(4) 議案第7号 非農地証明願いに
ついてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)
以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。次に議案第7号の現地調査の詳細な
報告を、6番大島委員にお願いします。

6番大島委員

6番の大島です。案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この土地は、申請人の祖父と父が昭和40年頃に植林したというこ
とで、50年ぐらい経っており、畑に戻すのは無理と見ました。皆
様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第7号について、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等
がございましたらお受けします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、付議事件(5) 議案第8号から第14号 農用地利用
集積計画に係る意見決定を議題に供します。では、事務局の説明を求
めます。

事務局長

それでは、議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

【議案第8号から第14号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第8号から第14号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

11番齋藤委員

11番の齋藤です。議案第9号の借賃は「10aあたり」でなく「全面積」の間違いではないですか？

事務局

(確認後)「全面積」に訂正します。

(質問、意見なし)

議 長

議案第8号から第14号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(農業委員会等に関する法律の改正内容等資料にて説明)

それに伴い、農業委員等の定数を検討する必要があります。そこで、別添資料「矢板市農業委員会委員等の定数検討委員会設置要綱(案)について」を作成しましたので、熟読していただき、意見がありましたら事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

議 長

只今の事務局説明について、質問やご発言があれば挙手願います。

(発言なし)

議 長

それでは以上を持ちまして、第25回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内田紀長

議事録署名委員

齋藤好友

議事録署名委員

和氣操